

手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新				旧			
<p>1. 株券等に関する業務規程（以下「業務規程」という。）第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1) 株券</p>				<p>1. 株券等に関する業務規程（以下「業務規程」という。）第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1) 株券</p>			
区分	徴収対象者	徴収料率		区分	徴収対象者	徴収料率	
(略)				(略)			
交付手数料	交付を受けた参加者（質権者を含む。）	交付に係る株数 ただし、株券等に関する業務規程施行規則（以下「業務規程施行規則」という。）第60条の3の規定に基づく交付請求による交付に係る株数を除く。	1株につき 0.006円	交付手数料	交付を受けた参加者（質権者を含む。）	交付に係る株数	1株につき 0.006円
(略)				(略)			
(注) 1. ~ 4. (略)				(注) 1. ~ 4. (略)			
(2) ~ (5) (略)				(2) ~ (5) (略)			
別表第1（振替件数基準による振替手数料）				別表第1（振替件数基準による振替手数料）			
(1) 株券				(1) 株券			
区分	徴収対象者	徴収料率		区分	徴収対象者	徴収料率	
振替手数料	(1)業務規程施行規則第41条第1項各号に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。）に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）、同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替におい	(略)		振替手数料	(1) 株券等に関する業務規程施行規則（以下「業務規程施行規則」という。）第41条第1項各号に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。）に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）、同規	(略)	

ては渡方DVP 参加者、同規則第53条の4 第1 項若しくは第2 項に規定する振替請求又は同規則第53条の5 第1 項若しくは第2 項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方DVP 参加者

(2)・(3) (略)

(略)

(注) 1 .・ 2 . (略)

(2) ~ (5) (略)

平成 17 年 4 月 1 日改正附則 (略)

2 . 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
単元未満株式の買増請求の取次に係る手数料	(略)	
自己株式の消却に係る手数料	業務規程施行規則第60条の3に規定する自己株式消却通知書(兼交付請求書)に基づく交付請求を行った参加者	1件につき 300円
(略)		

(注) 1 . ~ 5 . (略)

則第52 条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第53条の4 第1 項若しくは第2 項に規定する振替請求又は同規則第53条の5 第1 項若しくは第2 項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方DVP参加者

(2)・(3) (略)

(略)

(注) 1 .・ 2 . (略)

(2) ~ (5) (略)

平成 17 年 4 月 1 日改正附則 (略)

2 . 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
単元未満株式の買増請求の取次に係る手数料	(略)	
(新設)		
(略)		

(注) 1 . ~ 5 . (略)

附 則

この改正規則は、平成 17 年 9 月 26 日から施行する。